

青森県報

号外第三十三号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

教育委員会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	(スポーツ健康課) …… 一
臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(職員福利課) …… 一
青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令	(同) …… 二
青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令	(同) …… 二
青森県教育委員会職員安全管理規程の一部を改正する訓令	(同) …… 三
実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令	(学校施設課) …… 三
青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令	(県立学校課) …… 三
青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令	(同) …… 三
人事委員会	
人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則	(管理課) …… 四

教育委員会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「二十七万七千円」を「二十七万六千五百円」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
各 関 係 学 校

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

臨時職員の給与に関する規程(昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「七号給」を「二十一号給」に、「六号給」を「十七号給」に、「五号給」を「十三号給」に、「四号給」を「九号給」に、「三号給」を「五号給」に、「二号給」を「一号給」に改める。

第四条の二中「十七号給」を「六十一号給」に、「十四号給」を「三十七号給」に、「十一号給」を「三十七号給」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
機 関 般

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「、県立学校課全国高等学校総合文化祭準備室長」を削る。

第四条第二項中、「青年の家にあつては次長」を削る。

別表第一県立学校課の項課長専決事項の欄第六号中「第八号」の下に「（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものを除く。）」を加え、同表生涯学習課の項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表スポーツ健康課の項教育次長専決事項の欄第一号中「（青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第五条第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「（青森県都市公園条例第五号第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を削り、同号水中「（新青森県総合運動公園に係るものを除く。）」を削り、同欄第二号中「（青森県都市公園条例第五号第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を削り、「条例の」を「条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の」に改め、同号に次のように加える。

ホ 第十七条第四項の規定による使用料金の減免の承認に関すること。

別表第一スポーツ健康課の項課長専決事項の欄第三号中「（青森県都市公園条例第五条第一項に規定する特定公園施設に限る。）」を削り、同号に次のように加える。

八 第十一条第一項の規定による特定公園施設の休業日及び使用時間の承認並び

にこれらの変更の承認に関すること。

別表第一スポーツ健康課の項課長専決事項の欄第五号に次のように加える。

二 第八条第一項の規定によるスケート場の休業日及び開場時間の承認並びにこれらの変更の承認に関すること。

ホ 第九条の規定による使用料金の全部又は一部の免除の承認に関すること。

別表第一スポーツ健康課の項課長専決事項の欄第七号に次のように加える。

二 第九条第一項の規定による武道館の休館日及び開館時間の承認並びにこれらの変更の承認に関すること。

ホ 第十条の規定による使用料金の全部又は一部の免除の承認に関すること。

別表第二各課共通の項第八号中「予定価額」を「予定価格」に改める。

別表第三所長専決事項の欄第二号中「第十三号」を「第十五号」に改める。

別表第三の二所長専決事項の欄第二号中「第十号」を「第十二号」に改める。

別表第四教育機関共通の項第二号中「第九号」を「第十一号」に改め、同表青年の家の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

所 出 庁
轄 先 機 一
教 育 機 関 般

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九級」を「七級」に、「十級」を「八級」に、「三級」を「二級」に、「十一級」を「九級」に、「四級」を「三級」に改める。

第八条第一項第四号中「八級」を「六級」に、「七級」を「五級」に、「六級」を「四級」に、「五級」を「三級」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成十年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「青森県青年の家」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般
県 立 八 戸 水 産 高 等 学 校

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程（昭和四十五年四月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

六級、五級又は四級の職務にある者
三級の職務にある者
二級又は一級の職務にある者

を

四級又は三級の職務にある者
二級の職務にある者
一級の職務にある者

に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一全日制の課程の副校長又は教頭専決事項の欄第一号中「実習講師」の下に「主任寄宿舎指導員」を加える。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第五号まで」の下に「及び第八号（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」を加える。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則二〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則

人事委員会規則二〇（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
第五条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において総括主査の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、主査の職を命ぜられたものとする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭